## 社会福祉法人 未来保育会 定款

## 第 1 章 総 則

(目 的)

- 第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の 意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人 の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的とし て、次の社会福祉事業を行う。
  - (1) 第二種社会福祉事業
    - (イ) 保育所の経営
    - (ロ) 一時預かり事業の経営
    - (ハ) 幼保連携型認定こども園の経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人未来保育会という。

## (経営の原則)

- 第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。
  - 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を埼玉県狭山市入間川3丁目26番21号に置く。

## 第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条この法人に評議員7名以上を置く。

#### (評議員の選任及び解任)

- 第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・ 解任委員会において行う。
  - 2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員1名、外部委員1名の合計4名で 構成する。

### (招集)

- 第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が 招集する。
  - 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

## (決 議)

- 第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
  - 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
    - (1) 監事の解任
    - (2) 定款の変更
    - (3) その他法令で定められた事項
  - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を 行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を 上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に 達するまでの者を選任することとする。
  - 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

- 第 14 条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
  - 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の 議事録に署名又は記名押印する。

# 第 4 章 役員及び職員

## (役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事

6名

(2) 監事

2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

#### (役員の選任)

- 第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
  - 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

## 第5章 理事会

(構 成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権 限)

- 第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
  - (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

- 第25条 理事会は、理事長が招集する。
  - 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故がある時は、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

- 第 26 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出 席し、その過半数をもって行う。
  - 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるもの に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が 当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみ なす。

(議事録)

- 第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
  - 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

# 第 6 章 資産及び会計

(資産の区分)

- 第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。
  - 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
  - (1) 埼玉県狭山市入間川三丁目 3812 番地 1、3813 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造 陸屋根 2 階建 未来ふじみ認定こども園園舎 1 棟 (1 階 272.41 平方メートル、 2 階 377.99 平方メートル)
  - (2) 埼玉県狭山市入間川三丁目 3812 番1 所在の未来ふじみ認定こども園敷地 (981.99 平方メートル)
  - (3) 埼玉県狭山市入間川三丁目 3813 番1 所在の未来ふじみ認定こども園敷地 (85.27 平方メートル)

- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監查報告書
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

### (会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

## (会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

### (臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようと するときは、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認がなければ ならない。

# 第7章解散

### (解 散)

第 36 条 この法人は、社会福祉法第 4 6 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由 により解散する。

#### (残余財産の帰属)

第 37 条 解散 (合併又は破産による解散を除く。) した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人の うちから選出されたものに帰属する。

## 附 則

この定款は、狭山市長認可の日(平成25年10月 9日)から施行する。

### 附則

この定款は、埼玉県知事認可の日(平成26年 9月24日)から施行する。

### 附 則

この定款は、平成29年 4月 1日から施行する。

### 附則

この定款は、平成30年 4月 1日から施行する。

## 附則

この定款は、令和 6年 4月 1日から施行する。